

幸区夢こんさあと実行委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区夢こんさあと実施要綱第4条に基づき、幸区夢こんさあと実行委員会（以下「実行委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 幸区夢こんさあとの企画・運営に関すること。
- (2) 幸区夢こんさあとの出演候補者の推薦に関すること。
- (3) その他幸区夢こんさあとの実施に必要な事項。

(委員及び任期)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者をもって構成し、委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 幸区文化協会が推薦した者
- (2) 公募による応募者のうち、区長が認めた者

(組織)

第4条 実行委員会には、次の役員を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 会計監査 2人

2 委員長は、実行委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会計は、実行委員会の会計を処理する。

5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

(委員会の招集)

第5条 実行委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 実行委員会は、必要があると認めた場合には、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年11月1日から施行する。